

「群馬県周遊セットプラン」利用約款

2024年9月24日 制定

(通則)

第1条

本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する『群馬県周遊セットプラン』とドラぶらの旅の旅行商品(以下「旅行商品」といいます。)を合わせて利用する場合の、高速道路の利用にかかる部分(以下「本商品」といいます。)について適用します。

(定義)

第2条

本約款の中で使用する用語は、それぞれ次の各号に定めるところによります。

- ETC 無線通信 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第2条第2項に基づき定められた ETC システム利用規程第2条に定める ETC システムにおける無線通信をいいます。
- ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が発行した ETC パーソナルカードをいいます。
- ETC 車載器 ETC システム利用規程第3条第一号に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- セットアップ ETC システム利用規程第3条第四号に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。
- ドラぶらの旅 旅行者へ提供する募集型企画旅行をいいます。

(対象車両)

第3条

本商品は、ETC 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等(車種区分については、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。以下同じ。)が対象です。

(商品構成)

第4条

本商品は、別表1に定めるインターチェンジ(以下「IC」といいます。)を周遊エリアとする商品をいいます。

(実施期間等)

第5条

本商品の実施期間は、2024年10月1日(火)から当社が別途定める日までのうち、旅行商品の販売期間によるものとします。

2 本商品の利用期間は、前項の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大2日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで)とします。

ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間に含むお申込みはできません。

一 当社が別途指定した日(当該日が決まり次第、本商品のホームページにてお知らせします。)

3 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時によるものとします。ただし、本線料金所が設置されているIC(関越自動車道 新座本線料金所、東北自動車道 浦和本線料金所、常磐自動車道 三郷本線料金所)では、本線料金所の通行日時をもって判定します。

4 旅行商品のご利用が確認できない場合、本商品は利用できません。

(申込方法等)

第6条

本商品は、旅行商品と合わせて利用する場合のみ利用することができます。なお、本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません。

2 旅行商品の申込みと合わせて、本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社旅行ホームページ内のドラぶらの旅記載の申込締切日までに申込みください。なお、本商品申込みの際は、利用開始日、車種、申込者氏名、お住まいの都道府県、電子メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号及びETCカードの有効期限(以下「登録内容」といいます。)のほかドラぶらの旅のホームページで求める事項を登録してください

4 当社は、申込みされた内容を正常に確認し、受付手続きが完了したときには、登録内容を確認したことを知らせる電子メールを申込者へ送信するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該電子メール送信時をもって同条第2項及び第3項の申込内容を有効とします。

5 申込時に登録されたETCカード(以下「登録ETCカード」といいます。)の利用可否は発行カード会社または六会社の定めによるため、本商品の申込受付が完了したことをもって、申込時の登録ETCカードが高速道路を利用できることを保証するものではありません。

6 当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本商品に申し込みできません。

7 本商品は、本条各項の規定にかかわらず第12条の規定に該当したときは、本商品の適用対象外若しくは本商品の申込みを無効とし、第8条第2項に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金(ETC時間帯割引が適用される場合、ETC時間帯割引適用後の料金。以下同じ。)の支払いを受けます。

8 当社が実施する他の企画割引と利用日が同一日の申込みはお控えください。同一日の申込みをした場合は、第 13 条第 2 項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

(申込内容の変更)

第7条

本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。申込内容の変更について必要な場合は、次の各号に定める申込みにおいて、当該各号に定めるとおりとします。

一 前条第 2 項に基づく申込み 旅行商品の申込みが完了した後は、申込内容を変更することはできません。旅行商品、日程、人数について変更が必要な場合は、第 13 条第 2 項第一号に定める解約を行ったうえで、再度当社旅行ホームページ内のドラぷらの旅から旅行商品の申込手続きを行ってください。なお、同行者氏名など、その他の情報に変更がある場合は、旅行商品申込時に届くメールに記載のドラぷらの旅事務局へお問合せください。

二 前条第 3 項に基づく申込み 第 13 条第 2 項第二号に定める解約を行ったうえで、再度第 6 条第 3 項に基づき申込みを行ってください。

(利用方法)

第8条

本商品の利用は、申込時に登録した利用期間内に、次の各項に示す方法でご利用ください。

2 申込時に登録した利用期間内に、別表 1 に定める区間の通行にご利用ください(回数制限なし)。ただし利用開始の判定は、本商品の対象となる通行のうち、利用開始日の 0 時(ただし、利用開始日当日に申込の場合は申し込み手続き完了時)以降の最初の通行によるものとします。

3 高速道路の通行止めにより途中の IC 等で退出を余儀なくされた場合には、当社の指定する IC 等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先の IC 等(通行止め解除後は当該通行止め区間の IC を含む)から高速道路へ進入してください。

4 本商品を利用する場合は、申込時に登録した車種(以下「登録車種」といいます。)に属する自動車 1 台で通行してください。登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けません。

5 料金所においては、登録 ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。

6 入口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンで通行券を取り、出口料金所においては、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録 ETC カードと入口通行券をお渡しください。出口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録 ETC カードをお渡しください。いずれの場合も本商品が適用されま

す。なお、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンに料金精算機が設置されている料金所では、料金精算機による出口精算となりますので、利用方法が分からない場合は係員呼び出しボタンを押し係員の指示に従ってください。

(請求等)

第9条

本商品を申込み、旅行商品のご利用を確認できたうえで、第8条第2項に定める通行を行った場合に本商品の料金を請求いたします。

2 本商品の申込時の登録 ETC カードに ETC マイレージサービスの還元額(以下「マイレージ還元額」といいます。)がある場合は、マイレージ還元額から本商品の支払いに充当します。

3 本商品の対象となる各通行にかかる料金所の料金表示器の表示、ETC 車載器の料金表示及び音声案内並びに ETC 利用照会サービスにおける利用明細の確定までの間の料金表示は通常の料金(ETC 時間帯割引が適用された通行の場合は割引後の料金。以下同じ。)となります。

4 ETC 利用照会サービス、マイレージ還元額明細に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は確定時に次の各号のとおりとなります。

一 第8条第2項に定める通行は、入口 IC が「企画割引」となり、通行料金の欄が本商品の料金となります。

二 第8条2項に定める2回目以降の走行は消去されます。

5 クレジットカード会社または六会社が ETC パーソナルカードの管理運営を行うため設置する事務局が発行する請求書には、本商品の対象となる第8条2項に定める2回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。

6 ETC パーソナルカードは、お支払の済んでいないご利用金額の合計額(以下「未払債務の合計額」といいます。)が、ETC パーソナルカード利用規約に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】

本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金(ETC 時間帯割引が適用される場合、ETC 時間帯割引適用後の料金。以下同じ。)で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

別紙参照

(他の割引との適用関係)

第10条

ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用し、旅行商品の料金には適用しません。

- 2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。
- 3 本商品は、前2項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません(本商品の料金の額には、ETC 時間帯割引や障がい者割引は適用されません)。なお、ETC マイレージサービスのポイント付与は、第9条第1項で請求する額に適用します。
- 4 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

(ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与)

第11条

2024年10月1日(火)から2025年3月31日(月)までのうち、旅行商品の販売期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第8条第2項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。

- 2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

第12条

各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

- 一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
- 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
- 三 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者又はその家族等でないとき。ETC カードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者とその法人又はその法人の社員でないとき
- 四 登録 ETC カード以外の ETC カードを使用したとき
- 五 登録車種より上位の車種で通行した時
- 六 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき
- 七 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通じたとき
- 八 入口料金所を利用期間内に通行し、利用期間最終日の翌々日までに出口料金所を通行しなかったとき
- 九 第8条第2項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊エリア内外のIC相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者は通常の料金の支払いを受けます(ETC 時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。)。この時周遊エリア外となる起点がジャンクションである場合は、周遊エリアに直近のIC(ただし、スマートICを除く)から分割するものとします。また、入口IC、出口ICともに周遊エリア外のときは、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行について通常の料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、当社は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

- 一 旅行商品の予約が取り消されていたとき
- 二 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者又はその家族等でないとき。ETC カードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人又はその法人の社員でないとき
- 三 セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けず通行したとき
- 四 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

第13条

登録した利用期間に登録 ETC カードで第8条第2項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。

2 本商品の解約手続きは、次の各号に定める場合において、当該各号に定めるとおりとします。ただし、いずれの手続きも、本商品の利用開始以降は不可となります。

- 一 第7条第1項第一号に基づく申込みの場合 利用日前日迄に解約を希望される場合は本商品と合わせて申込みをした旅行商品を当社旅行ホームページ内のドラぷらの旅で解約後、本商品も自動的に解約となります。利用日当日に解約を希望される場合は、ドラぷらの旅事務局にお申し出ください。
- 二 第7条第1項第二号に基づく申込みの場合 当社ホームページ内のドラぷらで解約することができます。

3 利用期間中であっても、本商品が適用となる第8条第2項に定める通行がない場合に限り、前項各号にかかわらず解約ができます。この解約手続きは、本商品が適用となる通行の前に、当社お客さまセンターへ解約をお申し出ください。

4 前2項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録 ETC カードで第8条第2項に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。

(個人情報の保護)

第14条

本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める「群馬県周遊セットプランプライバシーポリシー」に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第15条

当社は次の各号に掲げるときには、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない申込内容の誤りにより、本商品または旅行商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害または事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本商品の申込者の個人情報漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき
- 四 当社の責めに帰することができない車両の故障等により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 通行止めまたは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 六 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

(約款の変更)

第16条

当社は、特別の事情により、本約款を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

(附則)

本約款は、2024年10月1日(火)から施行します。

別表1

道路名	インターチェンジ
E17 関越自動車道	練馬インターチェンジから水上インターチェンジまで
E18 上信越自動車道	藤岡インターチェンジから碓氷軽井沢インターチェンジまで
E50 北関東自動車道	高崎ジャンクションから太田桐生インターチェンジまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	あきる野インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまで

ETC でのご利用料金は、お客さまがご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未払債務の合計額が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未払債務の合計額がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

【例】

○デポジット額 40,000 円

○ご利用可能額 40,000 円

○ドラ割商品の料金 10,000 円(6 日間プラン、利用期間:6/5~10)の場合

1. ドラ割商品の料金が適用される前

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、11,000 円、10,000 円、9,000 円)で計算するため 42,000 円となり、一時的にご利用可能額(40,000 円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されると、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



2. 一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、10,000 円、9,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)を合算するため 41,000 円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されると、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

